

〈大阪市生涯学習推進員設置要綱〉

（設置）

第1条 「生涯学習大阪計画」の実現をめざし、生涯学習の振興を図るために大阪市生涯学習推進員（以下「生涯学習推進員」という）を設置する。

（任務）

第2条 生涯学習推進員は、生涯学習の振興に関し、次の任務を行う。

- （1）各種生涯学習事業への参画と協力
- （2）市民に対する学習相談や情報提供、生涯学習についての啓発
- （3）市民の学習ニーズの収集、人材の発掘
- （4）その他、生涯学習の振興のために区長が定める事項

（委嘱）

第3条 生涯学習推進員は、委嘱予定者のうち、所定の講座を終了した者の中から、市長が委嘱する。

（任期）

第4条 生涯学習推進員の任期は3年とし、再任は妨げない。ただし、再任に際しては、委嘱予定者として3年次の研修を受講し、修了しなければならない。（後、6年・9年・12年…と3年目毎の研修を受けることで継続することができる。）

（解嘱）

第5条 市長は、生涯学習推進員が次のいずれかに該当するときは、委嘱を解くことができる。

- （1）生涯学習推進員としての職務が遂行できなくなったとき
- （2）生涯学習推進員が、辞退を申し出たとき
- （3）その他、市長が必要があると認めたとき

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会と区長会議との協議のうえ、大阪市長が定める。

（附則）この要綱は平成6年4月1日から施行する。

（附則）この要綱は平成19年4月1日から施行する。

（附則）この要綱は平成26年4月1日から施行する。